

第114回定例会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

令和3年3月23日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第114回定例会会議録

議事日程

令和3年3月23日（火曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 令和3年度運営方針

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 1号 下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第 2号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第 3号 下北地域広域行政事務組合公告式条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第 4号 下北地域広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第 5号 下北文化会館条例を廃止する条例
- (6) 議案第 6号 令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算
- (7) 議案第 7号 令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算
- (8) 報告第 1号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- (9) 報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について)
- (10) 報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同約の変更について)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20人）

1番	杉浦弘樹	2番	富岡直哉
3番	佐藤広政	4番	山本留義
5番	東健而	6番	野中貴健
7番	佐々木肇	8番	鎌田ちよ子
9番	白井二郎	10番	吉田安男
11番	竹内勝雄	12番	吉田光男
13番	南川誠一	14番	北館智明
15番	中嶋茂	16番	根岸浩則
17番	山口捷夫	19番	野坂浩二
20番	松本光明	21番	岡崎健吾

欠席議員（1人）

18番	大湊敏行
-----	------

説明のため出席した者

管理者	宮下宗一郎	副管理者	野・尚文
副管理者	富岡宏	副管理者	石橋勝大
副管理者	戸田衛	参与	鎌田光治
代表委員	齊藤秀人	事務局長	瀬川英之
事務局理事長	成田司	事務局理事	千代谷賀士子
事務局次長	櫻井以文	会計管理者	野藤賀範
消防長	中里文俊	東消防署通長	藤田明彦
消防本部長	鍋谷和範	事務局課幹	横山拓子
事務局局長	江刺家格	事務総括主任	大潤聡
廃棄物施設課長		新設建設	

市町村席

東通村長	林春美	佐井村長	田名部二郎
野辺地町長	江刺家		

事務局職員出席者

事務局
幹事
主任

澤 田 理 和 子

事務局
査事
主任

大 場 達 也

事務局
幹事
主任

村 口 一 也

事務局
主任
査事

伊 藤 愛

◎開会及び開議の宣告

午前10時27分 開会・開議

○議長（岡崎健吾） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第114回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（岡崎健吾） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、新型コロナウイルス感染症が収束されるまでの間、3月16日開催の議会運営委員会で決定済みの下北地域広域行政事務組合議会の運営方針に基づき会議を進めることといたしますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎健吾） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、7番佐々木肇議員及び19番野坂浩二議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 令和3年度運営方針

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第3 令和3年度運営方針を行います。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） おはようございます。下北地域広域行政事務組合議会第114回定例会の開会に当たり、令和3年度の運営方針を申し述べ、議員各位並びに圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、私たちの生活を一変させ、当組合を構成する市町村におきましても、生活や地域経済をはじめ多方面にわたり多大な影響を及ぼし続けています。

こうした厳しい状況の中においても、少子高齢化による人口減少が急速に進展することが予想されますが、一人一人が安心して生活できる環境を整備していくことが何よりも重要と考えております。

また、圏域市町村にあっては、依然として厳しい財政状況にありますが、保有する地域特性や地域資源等の強みを最大限生かしつつ、将来を見据えた持続的な発展と、創造性豊かな活力あるまちづくりに取り組んでいます。

当組合といたしましても、圏域住民が「安全」と「安心」を実感して暮らすことができる地域社会の実現に向け、圏域全体の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための諸事業を展開してまいりたいと考えています。

それでは、令和3年度におきます共同処理事務事業につきまして、その運営の概要を申し上げます。

まず、新ごみ処理施設の建設につきましては、令和6年4月の供用開始を目標に、運営費の軽減と、構成市町村のごみ処理に支障を来すことがないように、下北地域新ごみ処理施設整備事業プロジェクトチームと連携して事業を進めてまいります。

次に、はまゆり学園についてであります。指定管理者と連携し、施設の適正な管理と充実したサービスが提供されるよう民間のノウハウを活用し、下北圏域の障がい福祉のさらなる充実を図ってまいります。

なお、令和3年度は指定管理が最終年の3年目に当たり、指定管理期間が満了となりますことから、令和4年度以降の指定管理者選定作業を進めてまいります。

次に、アクセス・グリーンについてありますが、建設以来18年が経過し、各所において老朽化が進行しております。新ごみ処理施設の供用開始が1年延長されましたことから、計画的な修繕により延命を図り、安全・安心な施設運営を心がけてまいります。

また、新型コロナウイルスへの対策を徹底しながら、圏域住民の皆様の利便性を損なうことのないよう、指導・監督に努めてまいります。

次に、むつ衛生センターについてありますが、10ヵ年の包括的運転管理業務委託契約の4年目となり、例年同様、修繕費の効率的運用等によるコストの抑制に留意するとともに、事故・故障等を

起こさぬよう、安定した操業の継続を基本とし、指導・監督に努めてまいります。

最後に、広域消防についてであります。近年多発しております自然災害の大規模化、多様化や、人口減少社会における消防組織体制等の課題など、消防防災をとりまく環境が、大きく変わりつつあります。

時代に即応し、圏域住民の笑顔と未来を守るため、有効かつ合理的な行政運営のもと、持続可能な消防体制の構築を進めてまいります。

まず、施設についてであります。老朽化が進みつつある消防本部・むつ消防署合同庁舎の持続可能な維持管理に努めるとともに、大間消防署新庁舎の建設事業を進めてまいります。

次に、予防体制についてであります。住宅火災による被害を低減するため、引き続き、住宅用火災報知機の設置、維持管理の重要性を周知するとともに、高齢者等への指導、支援を推進してまいります。

また、重大な消防法令違反の対象物に対しては、ホームページで公表することにより、広く周知を図り、利用者の安全確保に努めてまいります。

そして、救急体制についてであります。救急業務の高度化を推進するため、計画的な救急救命士の養成や再教育を強化し、感染防止対策にも十分配慮した救急現場の質の向上を図ります。また、増加する救急需要を踏まえ、AEDを用いた救命講習会などを通じ、応急手当の普及啓発を推進し、傷病の重篤化防止に努めてまいります。

さらに、警防体制についてであります。大規模化、多様化する各種災害に備え、消防団との連携も含めた災害対応力、火災防ぎょ力の向上を図ってまいります。

そのほか、通信体制についてありますが、緊急通報受信時の情報収集力の強化、指令伝達の迅速化、口頭指導能力の向上を図り、高機能消防指

令センターを的確かつ効果的に運用し、緊急通報の多様化、高度情報化に対応してまいります。

以上、令和3年度における当組合の運営方針を述べましたが、今後とも、行政区域を越えて連携、協働することで、今まで以上に効率的、効果的な広域体制の充実強化を図ってまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様には、重ねてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎健吾） これにて運営方針の説明を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号 下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの10件を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。
（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました7議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、議案第1号 下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は救急救命士が救急業務及び救急救命士法施行規則第21条に規定する救急救命処置を行った際の特殊業務手当の額を定めるほか、所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合

火災予防条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に関する関係規定について改正するほか、所要の条文整備をするものであります。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合公告式条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は大間町役場の位置の変更に伴い、大間町役場掲示場の所在地を変更するためのものであります。

次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は行政手続に係る負担を軽減し、利便性の向上を図ることを目的に、条例で定める押印の規定を廃止するためのものです。

次に、議案第5号 下北文化会館条例を廃止する条例についてありますが、本案は本年3月31日をもってむつ市へ移譲することに伴い廃止するためのものです。

次に、議案第6号 令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてありますが、本案は2,230万8,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は5億5,748万5,000円となります。

まず、歳出についてありますが、衛生費では不法投棄等による処理困難物等処理委託料及びし尿処理施設に係るし渣処分業務委託料を増減調整し計上しているほか、消防費では決算見込み等により所要の減額調整をしております。

続きまして、歳入についてありますが、歳出との関連において分担金及び負担金を減額しておりますほか、諸収入及び組合債では事業費の確定等に伴う減額、繰入金では補正財源を調整するた

め財政調整基金を取り崩しております。

また、下北地域新ごみ処理施設整備事業について継続費の変更を行ったほか、消防本部・むつ消防署合同庁舎整備、むつ消防署整備及び大湊消防署化学車購入について地方債を変更し、文化会館施設整備では地方債を廃止しております。

次に、議案第7号 令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります、予算総額は歳入歳出とも57億8,353万6,000円の予算規模となり、これを令和2年度当初予算と比較しますと、金額では1,299万円、率では0.2%の微増となっております。

まず、歳出の増減の主なものについてですが、下北地域新ごみ処理施設整備事業の建設工事が令和3年度から着手すること等により、衛生費が3億8,950万円の増となるほか、高機能消防指令センター機器改修事業等の終了により、消防費が1億2,296万7,000円の減、公債費では4事業の地方債償還終了により1億5,605万7,000円の減となっております。また、本年3月31日をもって下北文化会館がむつ市に移譲となりますことから、文化会館費が9,376万2,000円の減となっております。

次に、歳入の増減の主なものについてですが、歳出との関連により分担金及び負担金が9,095万9,000円の減となるほか、下北地域新ごみ処理施設整備事業に伴い、国庫支出金で7,966万6,000円の増、組合債で2,230万円の増となっております。

次に、報告第1号についてですが、これは令和2年12月14日にむつ市大字田名部字斗南岡地内の国道で発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第2号及び報告第3号についてであ

りますが、これら2報告は青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組合について、構成団体であります十和田地区環境整備事務組合が本年3月31日をもって解散すること等に伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合規約の変更等について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました7議案3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎健吾） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には、事前に議案をお配りしてありますので、議案熟考の時間は設けませんので、ご了承願います。

◎日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第5 議案審議を行います。

◇議案第1号

○議長（岡崎健吾） まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で議案第1号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（岡崎健吾） 次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で議案第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（岡崎健吾） 次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で議案第3号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（岡崎健吾） 次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で議案第4号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（岡崎健吾） 次に、議案第5号 下北文化会館条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で議案第5号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(岡崎健吾) 次に、議案第6号 令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で議案第6号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(岡崎健吾) 次に、議案第7号 令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4番山本留義議員。

○4番(山本留義) 新年度予算の説明がありませんので、総括的な形の中で質疑させていただきます。

17ページの第3款はまゆり学園管理費について、今管理者が運営方針の中で、指定管理者と連携し、充実したサービスが提供されるよう、民間のノウハウを活用し、下北圏域の障がい福祉のさらなる充実を図っていくということでありました。そして、来年度で指定管理期間の3年が終わりますが、予算的には若干、21万円程度減っているのですけれども、指定管理の2年間と、これまでの行政での運営とどういう違いがあったのか。

そして、ごみ処理施設整備事業費の中に工事費として4億140万円ありますが、この事業に関してお伺いいたします。

○議長(岡崎健吾) 事務局長。

○事務局長(瀬川英之) お答えいたします。

まず、はまゆり学園の件でございますが、行政で運営していたときとの違いということでございますが、やはり法人ということで、民間ということで、効率的な運営をしていただいているというふうに私どもとしては捉えています。また、限られた予算の中で、園生の見守りといいますか、そういったところも専門的な知見等を発揮していただいて、効率的に運用していただいているというふうに考えております。

以上です。

○議長(岡崎健吾) 事務局理事。

○事務局理事(成田 司) お答えします。

新ごみ処理施設の工事費につきましては、新ご

み処理施設整備事業の令和3年度支払限度額3億140万円と、排水路整備工事費1億円となっております。

○議長（岡崎健吾） 4番山本留義議員。

○4番（山本留義） はまゆり学園の件なのですが、予算も結構行政で運営しているときよりも少ない金額だと私は認識しているのですが、聞くところによると、ああいう施設を運営するに当たって、なかなか厳しいものがあるのです。例えば新年度以降、また新たに指定管理者を募るといようなことなのですが、やっぱり障がいを持つ子供たちにとっては、常に人が替わるということは、あまりいいことではないし、そこら辺はきちっと指定管理者と話をなされているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎健吾） 事務局長。

○事務局長（瀬川英之） お答えいたします。

確かに園生と接する方については、人が替わるとやはりよろしくないところもあると思います。ですので、指定管理者のほうに関しては、そういった点はなるべくスムーズにいくような形で、あるいは障がい等の程度に合わせた形で対応していただくようにということをお願いしております。

また、定期的に事務局のほうと、指定管理者のほうと適宜会合を持ちながら、そういった意見交換等も交わしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（岡崎健吾） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で議案第7号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で報告第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

◇報告第3号

- 議長(岡崎健吾) 次に、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で報告第3号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

- 議長(岡崎健吾) これで本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第114回

定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時57分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 岡 崎 健 吾

下北地域広域行政事務組合議会議員 佐 々 木 肇

下北地域広域行政事務組合議会議員 野 坂 浩 二

下北地域広域行政事務組合議会第114回定例会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	3月23日	火	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 令和3年度運営方針 第4 議案一括上程、提案理由の説明 第5 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会

議 案 等 一 覧 表

(管理者提出議案)

議案番号等	件 名	議決月日	審議結果
1	下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3月23日	原案可決
2	下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	3月23日	原案可決
3	下北地域広域行政事務組合公告式条例の一部を改正する条例	3月23日	原案可決
4	下北地域広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	3月23日	原案可決
5	下北文化会館条例を廃止する条例	3月23日	原案可決
6	令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	3月23日	原案可決
7	令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算	3月23日	原案可決
報告1	専決処分した事項の報告 (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	3月23日	報 告
報告2	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村退職手当組合規約の変更について)	3月23日	承 認
報告3	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について)	3月23日	承 認